

A0605-02	化学製品等を建屋内に長期間保管するのは危険		
本文	揮発性可燃物を含有する化学製品等を建屋内に長期間保管する危険性を認識し、適切な保管を行うこと。		
リスクの種類	爆発火災、中毒	関連目次・章節	
理由(何故)	揮発性可燃物を含有する化学製品等を長期間建屋内などの密閉された場所に保管すると、当該製品だけでなく微量の付着物や溶解物でも、蒸発した揮発性物質が室内に充満するなどして爆発したり、中毒などの人的災害を起こすような危険な状態をつくり出すことがある。		
方策	<p>揮発性可燃物を含有する化学製品等は建屋内に長期間保管しない。</p> <p>建屋内の保管に当っては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本体物質だけでなく付着物、溶解物の危険性を考慮して、適切な場所、建屋に保管する。</li> <li>②温度、換気、日光遮断など管理方法を定め、適切に実施する。</li> <li>③建屋内にはガス検知警報設備を設置する。</li> <li>④電気設備を使用する場合は、適合する防爆電気設備を使用する。</li> <li>⑤長期保管を避けるとともに、保管期間を定め、遵守する。</li> </ul>		
事故例	フレキシブルコンテナに入れられた発泡ポリスチレンビーズを倉庫に保管していたが、これに含まれていたボタン、ペンタンが少しずつ放出され、長期間かけて倉庫内に充満し、なんらかの火気で爆発した。発泡プラスチックはその過程で発泡ガスとして、LPGなどを使うことが多く、単に樹脂が持っている危険性だけではない。危険性の情報が保管側に伝わってなく、換気の方法も不適切であった。(1982年8月 倉庫、三重県) 出典:失敗知識データベース		
法的参考事項	この事例発生のおと、「発泡ポリスチレンビーズ等にかかる防火安全対策についての消防庁通知」が出され、発泡ポリスチレンビーズなどの貯蔵庫へのガス検知設備設置、換気設備の設置、電機設備の倉庫外設置あるいは防爆電気設備の使用などが義務づけられた。		
備考			